

岩手県告示第889号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年12月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社舞石組
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町花泉字下北浦29番地1
    - ウ 代表者の氏名 舞石太
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第3031号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年12月12日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年12月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 グリーン企画
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字脇田郷24番地13
    - ウ 代表者の氏名 岩淵妙子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8766号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年11月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年12月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 鈴木建築工房
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字北ノ沢173番地4
    - ウ 代表者の氏名 鈴木佳弘
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第70120号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年11月28日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年12月10日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社及川興建
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第3地割39番地7
    - ウ 代表者の氏名 及川留八
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第110035号
  - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年12月9日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

仕上工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。